# 個別規程 IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービス

令和3年1月1日現在 株式会社インターネットイニシアティブ

#### 第1条(種類)

IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスには、次の種類(以下この個別規程において「種類」といいます。)があります。

| 種類                                       | 内容  |
|--|---|
| IIJ モバイル大規模プライベー<br>トゲートウェイサービス          | 契約者が指定する一のネットワーク(以下この個別規程において「親たるネットワーク」といいます。)に対し、当社と契約者との間で一の契約(以下この個別規程において「親たる契約」といいます。)を締結するもの                   |
| IIJ モバイル大規模プライベー<br>トゲートウェイサービス/テナン<br>ト | 一の親たる契約に係る当社の定める単位等によって論理的に区分けされた通信路(以下この個別規程において「通信路」といいます。)ごとに、当社と契約者との間でそれぞれ一の契約(以下この個別規程において「子たる契約」といいます。)を締結するもの |

#### 第2条(品目)

IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

| 品目          | 内容   |
|-------------|--|
| ネットワークタイプ   | 契約者のネットワークに閉域接続するために必要となる接続機能及び通信制御機能を提供するもの                       |
| クラウドアクセスタイプ | 当社が IIJ プライベートバックボーンサービスで提供する閉域網に閉域接続するために必要となる接続機能及び通信制御機能を提供するもの |

#### 第3条(最低利用期間)

IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービス契約」といいます。)における最低利用期間は 1 年とし、その起算日は、課金開始日とします。

#### 第4条(契約の単位)

当社は、IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスの場合にあっては、契約者が指定する一の親たるネットワークごとに一の親たる契約及び一の通信路ごとに一の子たる契約に係る IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスを締結します。

#### 第5条(利用資格)

IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスを利用するには、IIJ モバイルサービス/タイプ D(品目区分を I とするものに限ります。)、IIJ モバイルサービス/タイプ K(品目を定額プラン、定額プラン L 又はパケットシェアプラン L とするものに限ります。)、IIJ モバイルサービス/タイプI(ネットワークタイプ区分をⅢとするものに限ります。)、IIJ モバイル M2M アクセスサービス又は別途当社が指定するサービスの契約者である必要があります。

2 品目をクラウドアクセスタイプとする IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスを利用するには、IIJ プライベートバックボーンサービスの契約者である必要があります。

3 IIJ 認証サーバ連携オプションに係る IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスを利用するには、当社が提供する IIJ モバイル Biz+サービス(種類をダイレクトアクセスとするものに限ります。以下この個別規程において、「指定サービス」といいます。)の契約者である必要があります。

#### 第6条(利用条件)

IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスを利用するには、契約者は、第 1 条(種類)に定める種類毎に少なくともそれぞれ一の利用の申込を行うことが必要です。

- 2 契約者は IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。
  - (1) 子たる契約の運用ポリシーの決定
  - (2) 前号の他当社が個別に指定するもの
- 3 前項に定める事項を契約者が行っていただけない場合には、IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスを提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

#### 第7条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスには、次のオプションサービスがあります。

#### (1) IIJ 認証サーバ連携オプション

指定サービスで提供するアカウントを元にユーザ認証機能を提供するものであって、一の指定サービス毎に一の IIJ 認証サーバ連携オプションとして提供する、当社が別途定める仕様に基づき提供するオプションサービス

#### (2) 外部認証サーバ連携オプション

契約者が指定する認証識別装置を用いてユーザ認証機能を提供するものであって、一の認証識別装置毎(一のIPアドレス毎)に一の外部認証サーバ連携オプションとして提供する、当社が別途定める仕様に基づき提供するオプションサービス

#### (3) 設定作業オプション

子たる契約の設定変更について当社が行うものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するオプションサービス。設定作業オプションには、当社の営業時間に基づき、営業時間内及び営業時間外の種別があります。

3 外部認証サーバ連携オプションを利用するために必要となる認証識別装置については、契約者自身により用意及び必要な設定をする必要があります。また、認証識別装置の種類によっては、外部認証サーバ連携オプションにおいて利用することができない場合がありますが、当社はその範囲について保証できません。

#### 第8条(解除の効力が生ずる日)

IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

2 指定サービスの利用に関する契約が解除された場合には、当該解除された指定サービスに対応する IIJ 認証サーバ連携オプションの利用に関する契約は同日に解除されるものとします。

#### 第9条(料金)

契約者が、IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙1のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務はIIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

#### 第 10 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第28条(契約者の解除)第2項又は第3項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙2に定める金額を支払うものとします。

#### 第11条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由によりIIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下 同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙3に定めるところによりIIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスの料金の減額を行うものとします。 ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

#### 第 12 条(保証の限定)

IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスは以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 常に利用可能であること
- (2) その他完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性

#### 第13条(機能の制限)

IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスは、IIJ モバイルサービス/タイプ D において提供する国際ローミングオプションと併用することはできません。

2 IIJ モバイルサービス/タイプ D に係る当社の他のサービスの利用の形態により、IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスに係る機能が制限されることがあります。

3 IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスと IIJ モバイルサービス/タイプI(ネットワークタイプ 区分をⅢとするもの)を利用している場合、IIJ 認証アウトソースサービスを併用することはできません。

4 IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスと IIJ モバイルサービス/タイプ K を利用している場合、IIJ 認証アウトソースサービスを併用することはできません。

# 附則

平成25年7月1日施行

この契約約款は、平成25年7月1日から実施します。

平成 25 年 11 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成25年11月1日から実施します。

2 平成 25 年 10 月 31 日以前の契約約款に基づき成立した IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービス契約は、品目を「ネットワークタイプ」とする IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービス契約として有効に存続するものとします。

平成26年4月1日変更

この契約約款は、平成26年4月1日から実施します。

平成26年6月1日変更

この契約約款は、平成26年6月1日から実施します。

平成 26 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成26年11月1日から実施します。

平成 26 年 12 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成26年12月1日から実施します。

2 平成 26 年 11 月 30 日以前の契約約款に基づき成立した IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービス契約は、平成 26 年 12 月 1 日以降も従前の契約約款が適用されるものとします。

平成27年4月1日変更

この契約約款は、平成27年4月1日から実施します。

平成28年6月1日変更

この契約約款は、平成28年6月1日から実施します。

平成 30 年 3 月 15 日変更

この契約約款は、平成30年3月15日から実施します。

平成30年5月1日変更

この契約約款は、平成30年5月1日から実施します。

平成 30 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成30年11月1日から実施します。

令和元年 12 月 1 日変更

この契約約款は、令和元年12月1日から実施します。

令和3年1月1日変更

この契約約款は、令和3年1月1日から実施します。

# 別紙 1 IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスにおける 料金等 [第 9 条関係]

#### 1 初期費用

(1) 基本サービス

IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

#### 2 月額費用

(1) 基本サービス

IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

#### 3 一時費用

- (1) 第7条(オプションサービス)第2項第1号に定めるIIJ 認証サーバ連携オプションにあっては、IIJ 認証サーバ連携オプションの内容に応じて当社が別途契約者に示す金額
- (2) 第7条(オプションサービス)第2項第2号に定める外部認証サーバ連携オプションにあって
- は、外部認証サーバ連携オプションの内容に応じて当社が別途契約者に示す金額
- (3) 第7条(オプションサービス)第2項第3号に定める設定作業オプションにあっては、設定作業オプションの内容に応じて当社が別途契約者に示す金額

## 別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 10 条関係]

第3条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙1の2. 月額費用に定める金額

### 別紙3 料金の減額[第11条関係]

利用不能時間を24で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に月額費用の30分の1を乗じて算出した額を減額するものとする。